

電気通信事業法第33条第2項に基づく第1種指定電気通信設備との接続に関する契約約款の一部改正

旧

新

料金表

第1表 接続料金

第1 網使用料

2 料金額

2-1 端末回線伝送機能

2-1-1 基本額

2-1-1-1 基本料

月額

区 分		単位	料金額	備考
(1)~(8) (略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(9) 端末回線伝送機能 (第5条(標準的な接続箇所)第1項の表中第5-3欄で接続する場合)	端末回線を収容する伝送装置及び端末回線により伝送を行う機能	ア 10Mbit/s から100Mbit/s までの符合伝送が可能なもの	1 回線ごとに	<u>5,009 円</u>
		イ 200Mbit/s から1Gbit/s までの符合伝送が可能なもの	1 回線ごとに	<u>9,233 円</u>

2-1-1-1の2~2-1-2 (略)

2-2~2-6-2 (略)

2-6の3 イーサネットフレーム伝送機能

2-6の3-1 中継局イーサネットスイッチに係る部分の料金額

1 中継局イーサネットスイッチごとに月額

区 分		料金額	備考
イーサネットフレーム伝送機能	L A N型通信網により通信路の設定及び伝送を行う機能(中継局イーサネットスイッチに係るものに限ります。)	<u>286,667 円</u>	_____

料金表

第1表 接続料金

第1 網使用料

2 料金額

2-1 端末回線伝送機能

2-1-1 基本額

2-1-1-1 基本料

月額

区 分		単位	料金額	備考
(1)~(8) (略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(9) 端末回線伝送機能 (第5条(標準的な接続箇所)第1項の表中第5-3欄で接続する場合)	端末回線を収容する伝送装置及び端末回線により伝送を行う機能	ア 10Mbit/s から100Mbit/s までの符合伝送が可能なもの	1 回線ごとに	<u>4,412 円</u>
		イ 200Mbit/s から1Gbit/s までの符合伝送が可能なもの	1 回線ごとに	<u>8,129 円</u>

2-1-1-1の2~2-1-2 (略)

2-2~2-6-2 (略)

2-6の3 イーサネットフレーム伝送機能

2-6の3-1 中継局イーサネットスイッチに係る部分の料金額

1 中継局イーサネットスイッチごとに月額

区 分		料金額	備考
イーサネットフレーム伝送機能	L A N型通信網により通信路の設定及び伝送を行う機能(中継局イーサネットスイッチに係るものに限ります。)	<u>266,250 円</u>	_____

2-6の3-2 都道府県の区域における通信に係る部分の料金額

都道府県の区域ごとに月額

区 分		料金額	備 考
イーサ ネット フレー ム伝送 機能	LAN型通信網 により通信路の 設定及び伝送を 行う機能(都道府 県の区域におけ る通信に係るも のに限ります。)	10Mbit/sの符合伝送が可能なもの	84,997円
		20Mbit/sの符合伝送が可能なもの	112,954円
		30Mbit/sの符合伝送が可能なもの	133,284円
		40Mbit/sの符合伝送が可能なもの	149,965円
		50Mbit/sの符合伝送が可能なもの	164,325円
		60Mbit/sの符合伝送が可能なもの	177,359円
		70Mbit/sの符合伝送が可能なもの	188,734円
		80Mbit/sの符合伝送が可能なもの	199,446円
		90Mbit/sの符合伝送が可能なもの	209,495円
		100Mbit/sの符合伝送が可能なもの	218,549円
		200Mbit/sの符号伝送が可能なもの	290,850円
		300Mbit/sの符号伝送が可能なもの	343,916円
		400Mbit/sの符号伝送が可能なもの	387,364円
		500Mbit/sの符号伝送が可能なもの	424,844円
		600Mbit/sの符号伝送が可能なもの	458,343円
		700Mbit/sの符号伝送が可能なもの	488,858円
		800Mbit/sの符号伝送が可能なもの	516,720円
		900Mbit/sの符号伝送が可能なもの	542,924円
		1Gbit/sの符号伝送が可能なもの	567,470円
		2Gbit/sの符号伝送が可能なもの	759,867円
3Gbit/sの符号伝送が可能なもの	903,182円		
4Gbit/sの符号伝送が可能なもの	1,021,956円		
5Gbit/sの符号伝送が可能なもの	1,125,808円		
6Gbit/sの符号伝送が可能なもの	1,218,715円		
7Gbit/sの符号伝送が可能なもの	1,304,327円		
8Gbit/sの符号伝送が可能なもの	1,383,306円		
9Gbit/sの符号伝送が可能なもの	1,457,642円		
10Gbit/sの符号伝送が可能なもの	1,527,667円		

2-6の3-2 都道府県の区域における通信に係る部分の料金額

都道府県の区域ごとに月額

区 分		料金額	備 考
イーサ ネット フレー ム伝送 機能	LAN型通信網 により通信路の 設定及び伝送を 行う機能(都道府 県の区域におけ る通信に係るも のに限ります。)	10Mbit/sの符合伝送が可能なもの	68,662円
		20Mbit/sの符合伝送が可能なもの	91,328円
		30Mbit/sの符合伝送が可能なもの	107,806円
		40Mbit/sの符合伝送が可能なもの	121,057円
		50Mbit/sの符合伝送が可能なもの	132,693円
		60Mbit/sの符合伝送が可能なもの	142,985円
		70Mbit/sの符合伝送が可能なもの	152,200円
		80Mbit/sの符合伝送が可能なもの	160,878円
		90Mbit/sの符合伝送が可能なもの	168,749円
		100Mbit/sの符合伝送が可能なもの	176,081円
		200Mbit/sの符号伝送が可能なもの	234,076円
		300Mbit/sの符号伝送が可能なもの	276,470円
		400Mbit/sの符号伝送が可能なもの	311,332円
		500Mbit/sの符号伝送が可能なもの	341,351円
		600Mbit/sの符号伝送が可能なもの	368,143円
		700Mbit/sの符号伝送が可能なもの	392,515円
		800Mbit/sの符号伝送が可能なもの	415,003円
		900Mbit/sの符号伝送が可能なもの	435,608円
		1Gbit/sの符号伝送が可能なもの	455,137円
		2Gbit/sの符号伝送が可能なもの	608,468円
3Gbit/sの符号伝送が可能なもの	721,988円		
4Gbit/sの符号伝送が可能なもの	816,141円		
5Gbit/sの符号伝送が可能なもの	898,189円		
6Gbit/sの符号伝送が可能なもの	971,898円		
7Gbit/sの符号伝送が可能なもの	1,039,152円		
8Gbit/sの符号伝送が可能なもの	1,101,295円		
9Gbit/sの符号伝送が可能なもの	1,159,672円		
10Gbit/sの符号伝送が可能なもの	1,214,821円		

2-6の3-3 単位料金区域における通信に係る部分の料金額

単位料金区域ごとに月額

区 分		料金額	備 考
イーサ ネット フレー ム伝送 機能	LAN型通信網 により通信路の 設定及び伝送を 行う機能(単位料 金区域における 通信に係るもの に限ります。)	10Mbit/sの符合伝送が可能なもの	171,332円
		20Mbit/sの符合伝送が可能なもの	227,658円
		30Mbit/sの符合伝送が可能なもの	268,605円
		40Mbit/sの符合伝送が可能なもの	302,197円
		50Mbit/sの符合伝送が可能なもの	331,108円
		60Mbit/sの符合伝送が可能なもの	357,345円
		70Mbit/sの符合伝送が可能なもの	380,239円

2-6の3-3 単位料金区域における通信に係る部分の料金額

単位料金区域ごとに月額

区 分		料金額	備 考
イーサ ネット フレー ム伝送 機能	LAN型通信網 により通信路の 設定及び伝送を 行う機能(単位料 金区域における 通信に係るもの に限ります。)	10Mbit/sの符合伝送が可能なもの	157,594円
		20Mbit/sの符合伝送が可能なもの	209,622円
		30Mbit/sの符合伝送が可能なもの	247,450円
		40Mbit/sの符合伝送が可能なもの	277,870円
		50Mbit/sの符合伝送が可能なもの	304,586円
		60Mbit/sの符合伝送が可能なもの	328,216円
		70Mbit/sの符合伝送が可能なもの	349,375円

	80Mbit/sの符号伝送が可能なもの	401,795円
	90Mbit/sの符号伝送が可能なもの	422,015円
	100Mbit/sの符号伝送が可能なもの	440,228円
	200Mbit/sの符号伝送が可能なもの	585,585円
	300Mbit/sの符号伝送が可能なもの	692,162円
	400Mbit/sの符号伝送が可能なもの	779,348円
	500Mbit/sの符号伝送が可能なもの	854,498円
	600Mbit/sの符号伝送が可能なもの	921,625円
	700Mbit/sの符号伝送が可能なもの	982,734円
	800Mbit/sの符号伝送が可能なもの	1,038,494円
	900Mbit/sの符号伝送が可能なもの	1,090,910円
	1Gbit/sの符号伝送が可能なもの	1,139,984円
	2Gbit/sの符号伝送が可能なもの	1,523,736円
	3Gbit/sの符号伝送が可能なもの	1,808,529円
	4Gbit/sの符号伝送が可能なもの	2,043,843円
	5Gbit/sの符号伝送が可能なもの	2,249,068円
	6Gbit/sの符号伝送が可能なもの	2,432,228円
	7Gbit/sの符号伝送が可能なもの	2,600,678円
	8Gbit/sの符号伝送が可能なもの	2,755,755円
	9Gbit/sの符号伝送が可能なもの	2,901,471円
	10Gbit/sの符号伝送が可能なもの	3,038,495円

2-7 (略)

2-8 番号案内機能等

区 分		単 位	料金額	備 考
(1) (略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(2) 番号案内サービス接続機能(端末回線線端等接続)	第5条(標準的な接続箇所)第1項の表中第1欄に規定する箇所での接続により、番号案内台及びその附帯設備を利用し、当社又は他事業者の契約者の契約者回線番号等を案内する機能	ア (略)	(略)	活用品PHS事業者又は第4条(端末回線線端接続事業者の料金及び技術的条件等)に規定する端末回線線端接続事業者に適用します。
	イ 音声利用IP通信網サービスの契約者との同一の接続形態により接続する場合	1案内ごとに	154円	

	80Mbit/sの符号伝送が可能なもの	369,301円
	90Mbit/sの符号伝送が可能なもの	387,374円
	100Mbit/sの符号伝送が可能なもの	404,212円
	200Mbit/sの符号伝送が可能なもの	537,408円
	300Mbit/sの符号伝送が可能なもの	634,797円
	400Mbit/sの符号伝送が可能なもの	714,900円
	500Mbit/sの符号伝送が可能なもの	783,892円
	600Mbit/sの符号伝送が可能なもの	845,475円
	700Mbit/sの符号伝送が可能なもの	901,501円
	800Mbit/sの符号伝送が可能なもの	953,207円
	900Mbit/sの符号伝送が可能なもの	1,000,591円
	1Gbit/sの符号伝送が可能なもの	1,045,505円
	2Gbit/sの符号伝送が可能なもの	1,398,344円
	3Gbit/sの符号伝送が可能なもの	1,659,814円
	4Gbit/sの符号伝送が可能なもの	1,876,836円
	5Gbit/sの符号伝送が可能なもの	2,066,076円
	6Gbit/sの符号伝送が可能なもの	2,236,179円
	7Gbit/sの符号伝送が可能なもの	2,391,465円
	8Gbit/sの符号伝送が可能なもの	2,535,022円
	9Gbit/sの符号伝送が可能なもの	2,669,936円
	10Gbit/sの符号伝送が可能なもの	2,797,442円

2-7 (略)

2-8 番号案内機能等

区 分		単 位	料金額	備 考
(1) (略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(2) 番号案内サービス接続機能(端末回線線端等接続)	第5条(標準的な接続箇所)第1項の表中第1欄に規定する箇所での接続により、番号案内台及びその附帯設備を利用し、当社又は他事業者の契約者の契約者回線番号等を案内する機能	ア (略)	(略)	活用品PHS事業者又は第4条(端末回線線端接続事業者の料金及び技術的条件等)に規定する端末回線線端接続事業者に適用します。
	イ 音声利用IP通信網サービスの契約者との同一の接続形態により接続する場合	1案内ごとに	198円	

2-9 ~ 2-12 (略)

2-13 ルーティング伝送機能

区 分		単 位	料金額	備 考
(1) 一般収容局ルータ接続ルーティング伝送機能	第5条(標準的な接続箇所)第1項の表中第8欄のうち一般収容局ルータで接続し、IP通信網(専らIP電話の提供の用に供するものを除きます。)を利用した交換及び伝送を行う機能(SIPサーバと連携して提供するセッション制御の機能を除き、LANインタフェースにより1Gbit/sの符号伝送が可能なものに限ります。)	一般収容局ルータにおける1IP通信網収容装置ごとに月額	1,367,879円	_____
(2) 一般中継局ルータ接続ルーティング伝送機能	第5条(標準的な接続箇所)第1項の表中第7-2欄で接続し、IP通信網(専らIP電話の提供の用に供するものを除きます。)を利用した交換及び伝送を行う機能(LANインタフェースにより10Gbit/sの符号伝送が可能なものに限ります。)	1ポートごとに月額	5,250,000円	_____
(3)~(4) (略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(5) 関門交換機接続ルーティング伝送機能	IGSを経由して、IP通信網を利用した交換及び伝送を行う機能	1通信ごとに	0.94964円	_____
		1秒ごとに	0.0082418円	_____

2-9 ~ 2-12 (略)

2-13 ルーティング伝送機能

区 分		単 位	料金額	備 考
(1) 一般収容局ルータ接続ルーティング伝送機能	第5条(標準的な接続箇所)第1項の表中第8欄のうち一般収容局ルータで接続し、IP通信網(専らIP電話の提供の用に供するものを除きます。)を利用した交換及び伝送を行う機能(SIPサーバと連携して提供するセッション制御の機能を除き、LANインタフェースにより1Gbit/sの符号伝送が可能なものに限ります。)	一般収容局ルータにおける1IP通信網収容装置ごとに月額	1,163,278円	_____
(2) 一般中継局ルータ接続ルーティング伝送機能	第5条(標準的な接続箇所)第1項の表中第7-2欄で接続し、IP通信網(専らIP電話の提供の用に供するものを除きます。)を利用した交換及び伝送を行う機能(LANインタフェースにより10Gbit/sの符号伝送が可能なものに限ります。)	1ポートごとに月額	4,312,500円	_____
(3)~(4) (略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(5) 関門交換機接続ルーティング伝送機能	IGSを経由して、IP通信網を利用した交換及び伝送を行う機能	1通信ごとに	0.88860円	_____
		1秒ごとに	0.0061811円	_____

附 則 (平成28年7月27日東相制第16-00018号)

この改正規定は、平成28年7月27日から実施し、平成28年4月1日に遡及して適用します。